

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 虐待通報を甘く見る小平市に第三者のメスを入れ手引作成を

質問要旨

社会福祉法人ときわ会における虐待の通報を市長及び担当課が甘く見ていた件について、関係者の方々から詳しくお話を伺う機会があった。問題は多岐に渡る。小平市は虐待への意識やその根底にある人権意識はもとより、事業者と共に歩むという意識も非常に薄く感じる。改善を求めるため以下質問する。

1. 前回 12 月定例会の一般質問で、市長への手紙に寄せられた詳細な虐待通報を市長が 2 ヶ月放置したことが判明しているが、その後市長はそれを読んでから、どんな対応を何日で行ったか。
2. 市は市民から虐待の話を受ける際、今回の件も含めて、録音したり会議録を作成したりしているか。もしくはその場で記録したメモを通報者に確認するなどして、一つの事案も漏らさないための方法をもって対応しているか。
3. 市は市民から虐待の話を受ける際に事案ごとに通報と相談を分けているようだが、本来は目撃事案の全てを虐待通報として受理すべきと考える。厚生労働省の市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引きにも「虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要」とある。市が通報と相談を分けている理由は。
4. 3 に関し、例えば市民が「この件は虐待通報です」と明示的に伝えた場合でも相談と判断することがあるのか。
5. 3 に関し、話した市民に対して、事案ごとに、通報の扱いにするか相談の扱いにするかを伝えて確認を取っているか。
6. 5 の確認をしている前提で、例えば市が相談の扱いにすると判断してそれを市民に伝えた時、市民から法やガイドラインを根拠に「市の判断が間違えており虐待通報としての対応を要求する」旨の要望があった場合はどうするか。
7. 3 に関し、今回共同で調査した東村山市も同様に当初から通報と相談を分けるようなやり方をしているのか。
8. 市は、虐待の目撃を連絡した市民に対し、まず法人内の虐待防止委員会に話すよう伝えたことがあったのは事実か。
9. 市内の施設で他市在住の利用者が虐待と思われる行為を受けている場面を目撃した市民が小平市に連絡をしたところ、担当者がその利用者は小平市在住ではないとして取り合わなかった事例があると聞くが事実か。他市在住の利用者についての虐待通報を小平市は受け付けていないのか、当該市に連絡することもしないのか。
10. 今回の件に関し、法人が以前設けた第三者委員会の構成メンバーが第三者性を満たしていない旨の指摘があった。市はこの指摘を関係者から受けていたか。また事業所に伝えたか。またこのことに際し昨年 10 月の全員協議会（以下、10 月全協と呼ぶ）で触れていた日本弁護士連合会の第三者委員会ガイドラインについて事業所に伝えたか。
11. 今回の件に関し、市が通報者に「不平不満があるようだがこの法人で働きたいか」という旨の質問をしたのは事実か。
12. 10 月全協でも指摘があったが、少なくとも小平市版の障害者虐待防止マニュアル（手引き）を作成する必要があると考える。その作成に際しては第三者が中心となり、今回の対応見直しから始めるべきと考えるが見解は。
13. 本年 1 月に示された法人の第三者委員会報告書には慢性的職員不足の指摘等がある。しかし市は 10 月全協で人手不足を把握していない旨の答弁をした。市は市内福祉事業のサービス品質等に目を光らせ、そのために人手不足や過密などサービスに直結する経営状況は把握し適宜アドバイスする立場にあると思うが、その考えはないのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
